平成２１年（フ）第１０５８号
大阪府東大阪市島之内２丁目14番17号203、前住所大阪府藤井寺市野中２丁目２番７号
債務者　和田自動車こと　和田　一樹
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田　　勲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
大阪府羽曳野市誉田３丁目20番19号、前住所大阪府羽曳野市野々上４丁目６番５号
債務者　モンソレイユ岡田洋品店こと　岡田和三郎
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田　　勲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
埼玉県越谷市東越谷５丁目16番地１カーサファミリアB202
債務者　武石　晃一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　昌央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３６６８号
横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目５番６―805号
債務者　瀧川　知視
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畔柳　秀勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３号
長野県須坂市大字幸高490番地の３
債務者　平井　睦保
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳澤　修嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８０号
神奈川県綾瀬市大上６丁目９番７号
債務者　神山　哲雄
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８１号
神奈川県綾瀬市大上６丁目９番７号
債務者　神山さよ子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９号
長野県諏訪郡原村5662番地
債務者　大須賀深雪
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　縄田　政幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第８９２号
岐阜県各務原市鵜沼東町３丁目175番地１
債務者　井戸　稔治
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４４８号
神奈川県厚木市毛利台３丁目13番５号
債務者　市川正次郎
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　隆爾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５号
岐阜市本郷町１―13　ハイツ本郷Ａ４号室、住民票上の住所岐阜市柳ケ瀬通５丁目15番地不破ビル１Ｆ
債務者　磯谷総一郎
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋田　直実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０７号
岐阜市上土居４丁目10番地14　レジデンスリリーＡ102号室、住民票上の住所岐阜市茜部野瀬２丁目70番地３
債務者　三嶋登志子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月20日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３３４８号
神奈川県綾瀬市上土棚北５丁目２番１号
債務者　石川　　淳
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越川　純哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２３５号
青森県八戸市大字河原木字千刈田２番地１
債務者　小濱　恭二
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
青森県三戸郡南部町大字小泉字下舘野７番地６　ハッピーグランド２－Ａ、前住所青森県三戸郡南部町大字平字田中１番地
債務者　砂庭　彰治
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
青森県八戸市大字白銀町字姥久保８番地13
債務者　山田　健一
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
青森県八戸市大字白銀町字栗沢道２番地７
債務者　清水　祐子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係